

再議第 1 号

議案第 4 3 号令和 3 年度市川市一般会計補正予算（第 1 0 号）の
再議について

令和 3 年 1 2 月 7 日に修正の上可決された議案第 4 3 号令和 3 年度市川市
一般会計補正予算（第 1 0 号）について、次のとおり異議があるので、地方自
治法第 1 7 6 条第 1 項の規定に基づき、再議に付す。

令和 3 年 1 2 月 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

記

理 由

歳出において第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費 7 8 0, 0 0 0 円を減額し、そ
の財源として見込んでいた歳入第 1 9 款 繰越金、第 1 項 繰越金 7 8 0, 0 0 0 円
を減額する部分については、以下のとおり異議がある。

- 1 越川雅史市川市議会議員の職員に対するパワーハラスメント事案(以下「本
事案」という。)は、個人の尊厳と人格を不当に侵害し、業務の円滑な遂行
に悪影響を及ぼすとともに、議事機関たる議会と執行機関という地方自治に
おける二元代表制の適正な関係を著しく歪め害するものであり、到底看過で
きないものである。
- 2 地方自治における二元代表制の下では、議員と職員との間に雇用関係ない
し任用関係がない。それ故、本事案の解決については、議会の自律的な自浄
作用に委ねることが妥当と判断した。そこで、令和 3 年 8 月 3 0 日付けで、

金子正市川市議会議長に対し、「越川市川市議会議員によるパワーハラスメントについて（申入れ）」により、厳格な調査の上、厳正な対処を求めるとともに、同年9月2日開催の各派代表者会議では、越川雅史市川市議会議員によるパワーハラスメントの具体的事例をまとめた一覧を提出・説明し、重ねて議会における真相究明と厳正な対処を求めた。

- 3 これらの求めに対し、令和3年9月市川市議会定例会では、発議第27号として、「村越祐民市長に『越川雅史議員からパワハラを受けたという職員に対し、第三者機関へ申し出ること』を進言することを求める決議について」が、また、発議第28号として、「越川雅史議員による職員に対するパワーハラスメントに関する特別委員会の設置に係る決議について」が提出された。二元代表制における議会の自律的な自浄作用を発揮する観点からすれば、特別委員会の設置を求めた発議第28号は、当然可決されるものと考えていた。
- 4 しかしながら、採決の結果、議会が自ら特別委員会を設置し、真相究明をしようという発議第28号は否決され、職員自らの対応を求める発議第27号が可決された。議会による発議であることから、これを真摯に受け止め、速やかに、パワーハラスメント事案を取り扱う第三者機関に相談を開始した。ただし、当該決議に基づき、直ちに、職員に対して第三者機関に相談することを進言することはせず、職員がパワーハラスメント事案を相談できる機関を調査の上、6つの機関に対し、議員の職員に対するパワーハラスメント事案を相談し、仲裁、斡旋等をしてもらえるか否かについて、事前に相談や照会を行った。しかし、いずれの機関からも、議員と職員との間に雇用関係ないし任用関係がない以上、相談等に応ずることはできないとの回答であった。
- 5 また、本事案は、職員による業務の遂行過程で行われたものであることから、市川市が当事者となって民事訴訟等を提起できないか、弁護士に相談し、意見を伺ったところ、「パワーハラスメント事案の民事訴訟等は、時間と労力と費用がかかり、負担が大きい。事案の究明のため市が第三者機関を設置することは十分意義のあることである。」との助言を得た。
- 6 以上の経緯等については、市川市議会9月定例会及び今定例会における代

表質問における答弁等を通じて、詳細を明らかにしたところである。そして、このような経緯等から、もはや、本事案の真相を究明し、議会と執行機関の適正な関係性を模索するために残された唯一の手段は、弁護士及び学識経験者による第三者委員会を組織し、公正かつ中立的な立場からヒアリング等を実施の上、本事案を客観的に評価し報告をしてもらう「パワーハラスメント調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する以外に方法はないとの結論に至り、議案第43号に「パワーハラスメント調査委員会報償金780,000円」を計上したものである。

7 しかるに、当該補正予算案に対し、令和3年12月7日、「議案第43号令和3年度市川市一般会計補正予算（第10号）に対する修正動議」（以下「補正予算修正動議」という。）が提出され、可決されたことにより、当該報償金予算は削除されるに至った。

8 しかし、前述したとおり、パワーハラスメント調査委員会報償金は、発議第27号を真摯に受け止めて行動した結果に基づき、職員個人が民事訴訟等を提起せずに本事案の真相を究明するために残された唯一の方法であった。補正予算修正動議は、これを真っ向から否定するものであり、到底承服できるものではないため、再議に付すものである。

9 なお、補正予算修正動議の前提となる総務委員会の審査において、理事者は、調査委員会が諮問機関であるとする重大な答弁の誤りをおかし、これを前提に質疑が行われた上、討論、採決が行われ、可決すべきものとなった。このことにつき、後日、発言の取消しを求めるも認められなかったが、この重大な答弁誤りが総務委員会及びその後の補正予算修正動議の採決に影響を及ぼした可能性が否定できないことを申し添えておく。

以上